

建設業許可の概要

建設業許可の範囲

建設工事の請負を営業する場合、元請人はもちろん、下請人でも、建設業法に基づいて業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、次に掲げる工事のみを請け負う場合は、必ずしも建設業許可を必要としません。

請負額には消費税額を含みます。

建築一式工事の場合 工事 1 件の請負額が 1,500 万円未満の工事、又は延べ面積が 150 平方メートル未満の木造住宅工事

建築一式工事以外の工事の場合 工事 1 件の請負額が 500 万円未満の工事

建設業の種類

建設業法上の許可には以下に示す 28 業種があります。

許可申請に当たっては、各工事内容を十分にご確認の上、申請してください。

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業

土木一式工事は土木工事業、建築一式工事は建築工事業になります。

許可の区分

建設業許可は、営業所の所在地によって大臣・知事の許可に分かれます。

大阪府内の営業所のみで営業する場合は、大阪府知事許可になりますが、他府県にも営業所を置く場合は国土交通大臣許可となります。

発注者から直接請け負う 1 件の元請工事について、下請人に施工させる額の合計額が 3,000 万円以上（建築工事業の場合は 4,500 万円以上）となる場合は特定建設業の許可が必要になります。それ以外は一般建設業の許可になります。

許可の要件

(1) 経營業務の管理責任者がいること。

申請者が、法人の場合は常勤の役員のうち1人が、個人の場合は本人（又は支配人登記をした者）が、次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 許可を受けようとする業種に関して、5年以上の経営経験を有すること。

イ 許可を受けようとする業種以外の業種に関して7年以上の経営経験を有すること。

ウ 許可を受けようとする業種に関して7年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐していた経験を有すること。

(2) 専任の技術者がいること。

建設業を行うすべての営業所に、専任の技術者を置くこと。

専任技術者とは、次のいずれかの要件を満たす技術者のことです。

ア 許可を受けようとする業種に関して、別に定める国家資格を有する者

イ 高等学校（又は大学等）で、許可を受けようとする業種に関連する学科を卒業して、5年（又は3年）以上の実務経験を有する者

ウ 許可を受けようとする業種に関して、10年以上の実務経験を有する者

特定建設業の許可を受けようとするときは、さらに要件があります。

(3) 金銭的信用・財産的な基礎があること。

申請時点において、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 直前の決算において、自己資本の額が500万円以上であること。

イ 預金残高証明書（残高日が申請直前2週間以内のもの）等で、500万円以上の資金調達能力を証明できること。

特定建設業の許可を受けようとするときは、さらに要件があります。

(4) 単独の事務所を有すること。

営業を行おうとする事務所が、申請者所有の建物であるか、申請者が借主で営業を認められた賃貸（又は使用貸借）物件であること。

(5) 下記に該当する場合は許可を受けることができません。

ア 申請書及び添付書類に、虚偽の記載や、重大な事実の記載漏れ等がある場合

イ 申請者や申請する法人の役員に、以下に該当する者がいる場合

- ・ 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者
- ・ 禁錮・罰金などの刑を受け、一定の期間を経過していない者
- ・ 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者
- ・ 暴力団の構成員である者

【特定建設業許可の要件】

特定建設業の許可を申請する場合、上記(2)及び(3)について、さらに次の要件が必要です。

専任の技術者

指定7業種(土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の各工事業) = 施工管理技士などの1級資格者、又はこれに類する者

それ以外の業種 = 指導監督的実務経験(発注者から直接請け負い、その請負代金が4,500万円以上であるものに関して2年以上の工事实績)を有する者

当該工事に係る工事請負契約書(原本)を持参してください。

金銭的信用・財産的基礎

原則として許可申請時の直前の決算期における財務諸表において、次のすべてに該当すること。

欠損の額が資本金の額の20%以内

流動比率75%以上

資本金の額2,000万円以上

自己資本の額4,000万円以上

直近の決算期の確定申告書(原本)及び決算書(原本)を持参。

持参書類・証明書類について

(1) 経營業務の管理責任者について

ア 許可を受けようとする業種について、過去5年以上個人事業主として建設業を営んでいた人

1. 工事契約書や注文書等の工事の実績が確認できる資料（原本提示）を5年分以上。
2. 確定申告書（控）（税務署受付印の有るもの）5年分以上。
3. 常勤性を確認するために提示・添付していただく資料については、お問い合わせ下さい。

イ 許可を受けようとする業種について、過去5年以上建設業を営む法人の役員（取締役等）であった人

1. 在籍当時の登記簿謄本（役員欄閉鎖抄本（原本提出））
2. 在籍していた法人の建設業許可申請書副本・決算変更届出書副本、許可通知書（原本提示）
3. 在籍していた法人が建設業許可を受けていなかった場合は、その法人が建設業を営んでいたことを確認するために、上記アの1.及び2.の書類（確定申告書（控）及び工事契約書等、原本提示）を持参。
4. 常勤性を確認するために提示・添付していただく資料については、お問い合わせ下さい。

ウ 許可を受けようとする業種以外の建設業について経験があった人

1. 上記アやイの書類については7年分以上必要です。
2. 常勤性を確認するために提示・添付していただく資料については、お問い合わせ下さい。

エ 許可を受けようとする業種について、過去7年以上、個人事業主又は法人の取締役に次ぐ職制上の地位（準ずる地位）にあった人

1. 「準ずる地位」の確認方法については、お問い合わせください。
2. 常勤性を確認するために提示・添付していただく資料については、お問い合わせ下さい。

(2) 専任の技術者について

ア 国家資格について

免状のコピーを提出（原本を必ず持参）。

申請する業種に有効な資格については、『建設業の許可の手びき』（大成出版社）などをご参照ください。

イ 実務経験証明書について

1. 個人事業主自身の実績に関する期間（10年以上）については、申請者自身が証明します。上記(1)のアの書類（工事契約書等、原本提示）が10年分以上必要です。
2. 他の建設業者に勤務していた期間については、当該業者が証明する期間や工事内容（業種）について、上記(1)アの書類（工事契約書等、原本提示）をその期間分以上持参いただくか、その証明者の建設業許可申請書等の副本でその期間分の実績が確認できることが必要です。
3. 実務経験だけで複数の業種の専任技術者になる場合は、それぞれの業種ごとに10年間の経験が必要です。それぞれの期間は重複できません。

4. 実務経験証明書の証明者が申請者と異なる場合には、印鑑登録証明書が必要です。
5. 常勤性を確認するために提示・添付していただく資料については、お問い合わせください。

(3) 経管・専技の在籍証明資料

1. 健康保険証（写）＋社会保険被保険者標準報酬決定通知書（原本） 又は
住民税特別徴収税額通知書 本人控え（原本）＋会社控え（原本）

(4) 確定申告書 5年分

(5) 事務所の確認資料

1. 登記簿謄本・売買契約書・賃貸借契約書・使用承諾書等

- (6) 銀行の預金残高証明書（申請日の2週間以内のもの・500万円以上）
直近の確定申告書（自己資本が500万円以上あるもの）
・特定許可の場合は別途要件があります

(7) 定款

(8) 新規申請手数料（大阪府証紙代）

上記は目安です。正確な必要書類等につきましては当方に正式にご依頼頂いた際に後日 FAX いたします。